

西播磨水道企業団障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

機関名	西播磨水道企業団
任命権者	企業長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
西播磨水道企業団における障害者雇用に関する課題	<p>西播磨水道企業団においては、令和6年度に行われた障害者雇用状況の調査において正しい算出が行われており、令和6年4月1日時点においても法定雇用者数は充足している。</p> <p>引き続き、障害者がより活躍できる社会を推進していくために、西播磨水道企業団障害者活躍推進計画を策定し、障害ある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいく。</p>
目標	
1 採用に関する目標	<p>【実雇用者数】各年度において、6月1日時点の実雇用者数が法定雇用率（2.8%：令和7年4月1日時点）により算出した法定雇用者数を下回らないようにする。</p> <p>【評価方法】毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
2 定着に関する目標	<p>障害のある職員の一人ひとりのニーズに合わせた配慮に努める。</p> <p>【評価方法】障害のある職員への定期的な聴き取りを行う。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none">● 障害者雇用推進者として人事主管課長を選任する。● 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある職員からの人事担当課への相談に対して、所属課の現状や本人の意思を十分に聴き取り、適切な対応を行う。● 新規採用、部署異動等の配置後においても、定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討をする。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none">● 職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。● 障害に関する理解促進・啓発のための研修の資料を広く配布する。
4 その他	<ul style="list-style-type: none">● 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者活躍の場の拡大を推進することに努める。